

(第6号別紙)

令和3年度 第2回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和3年11月12日(金) 午前10時から午前11時45分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(11名)	久保川 隆志	市川市議会議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	尾上 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
	富田 勇人	市川市PTA連絡協議会 副会長
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	高梨 紀雄	市川市自治会連合協議会 副会長
	石田 清彦	市川市立第二中学校 校長
	菊池 和彦	市川市立中国分小学校 校長
	岩井 忠良	道路交通部 次長
	中原 基貴	街づくり部 街づくり計画課 課長

4 事務局

田中 庸恵	教育長
小倉 貴志	学校教育部 部長
新部 操	学校教育部 次長
佐原 達雄	学校教育部 担当参事
藤井 義康	義務教育課 課長
青田 泰代	義務教育課 主幹
野井 泰子	義務教育課 副主幹
小笠原 勝海	学校環境調整課 課長
中俣 智文	学校環境調整課 主幹
安藤 徹哉	学校環境調整課 副主幹
	他2名

5 会長挨拶 中嶋 貞行 市川少年文化推進会議 副会長

6 諮問 指定学校変更制度の見直しについて

7 調査審議(答申関係)

- (1) 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校 通学区域の見直しに関する方針について
- (2) 市川市立宮田小学校の通学区域の設定について

8 答申

- (1) 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校 通学区域の見直しに関する方針について

(2) 市川市立宮田小学校の通学区域の設定について

9 調査審議

(1) 指定学校変更制度等の見直しについて

(2) 通学区域の再編案について

10 報告

(1) 令和3年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更について（中間報告）

(2) 令和4年度 新入生に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校の制限について（報告）

11 その他

【中嶋会長】

只今から、令和3年度第2回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。

それでは、次第3、諮問で事務局お願いいたします。

【事務局】

それでは、田中教育長より諮問書を中嶋会長へ提出させていただきます。

【田中教育長】

それでは諮問をさせていただきます。

指定学校変更制度等の見直しについて、関係法令に基づきまして、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは引き続きまして、中嶋会長様よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

それでは続いて、次第4、答申関係の調査審議に移ります。

本日は2点の答申がございます。答申書案は、事務局から事前に送付されておりますが、その内容について、事務局からご説明いただきます。

まず、(1)市川市立小学校中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針についてです。それでは事務局から説明よろしくお願いいたします。

【事務局】

学校環境調整課です。

「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校 通学区域の見直しに関する方針について」ご説明いたします。

まず、資料について、事前に答申書案をお送りしておりましたが、表現の見直しや誤字の修正が

ありましたので、お手元に修正箇所を網掛けした修正後の答申書案を置かせていただいております。

本日はそちらを使ってご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに本日、答申をいただく内容についてです。

答申案では、これまで、ご審議いただいた通学区域見直しの視点や流れなど、見直しに関するルールや通学区域見直し後の経過措置や指定校変更制度など、見直しに関係する諸条件について、整理させていただいております。

地域等と調整を行う際に提示する中学校ブロックごとの再編案については、見直しに関するルールに基づき作成するものであることや地域との調整により変更もあり得ることから、答申には含めないことといたしました。

ただし、再編案については、答申には含まないものの、審議会の意見を踏まえ、整理すべきものであると考えておりますので、その作成にあたっては、答申に基づき、教育委員会が行政案を作成し、それを審議会にご提示し、意見をいただきながら、地域にお示しする再編案として整理してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、担当から答申案について説明させていただきます。

本冊資料のページをお願いいたします。

前回の審議会で委員の皆さまから頂いた意見とそれへの対応を整理したものです。

これを踏まえ、答申案を整理しておりますので、この後、答申案をご確認いただく際に、適宜、該当する意見と対応をご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、別冊1の「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校 通学区域の見直しに関する方針について」の答申案をお願いいたします。

少しお時間を頂戴し、「はじめに」から読み上げさせていただきます。

(答申案 別紙)

以上が答申案となります。

委員の皆さまからご意見をいただき、答申書として取りまとめさせていただきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【中嶋会長】

ありがとうございました。

それでは、答申案につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

今までの皆様からのご意見等を十分踏まえて作ったものですので、このままの答申内容でよろしいでしょうか。

【久保川委員】

異議なし。

【中嶋会長】

久保川委員から、異議なしというお声がありましたが、皆様方よろしいですか。

【石原委員】

答申そのものについては、このままで異議ございません。その中身について、こういう理解でい

いのかというところで、確認しておきたいところが1点だけあります。

通学区域決定までの手続きのところ、5ページ（3）と（4）のところになります。通学区域決定の適用の時期というところです。

この見直しについては、学校運営協議会で協議調整をしていくということですね。教育委員会が出された、通学区域の再編案というのを基に、建替えの時に協議をしてくださいということだと思います。

ただし、変更によって影響のある学校の運営協議会においては、再編案を基に協議調整を行われないと書かれています。そこで、例えば通学区の再編案の4ページを開いていただくと、第一中学校の再編案がありまして、今、第一中学校区になっている、真間小学区の西側の斜線のところの部分が、第二中の方に入ります。市川小の学区の中の、大洲中に入っているこの線路より南側の部分が第一中に入ります。そうしますと、最初の第一中の建替えのときに、第二中と大洲中についても、学校運営協議会において審議を行うという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

お答えいたします。再編案の5ページ、下のところです。一中の通学区域の見直しによって影響のある学校を8つ挙げさせていただいております。

通学区域を新たに決定する際には、この8つの学校の学校運営協議会に伺いまして、そこで再編案をご提示し、協議調整を行った上で決定することとしておりますので、関係のあるところには、学校運営協議会で協議調整を行うこととしています。

【石原委員】

わかりました。ありがとうございました。

【中嶋会長】

ありがとうございます。

中学校ブロックの再編案については、後ほど説明がありますので、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、（2）市川市立宮田小学校の通学区域設定について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事前にお渡しいたしました資料になります。「市川市立宮田小学校の通学区域の設定についての答申案」をお願いいたします。

前回の通学区域審議会におきまして、諮問を行い、審議いたしました「市川市立宮田小学校の通学区域」につきまして、通学区域は、下記の表のとおりとなりました。通学区域は、現在の通学区域と変更はございません。

以上となります。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

只今説明のありました宮田小学校の通学区域の設定について、ご意見、質問等がありますでしょうか。

宮田小学校の通学区域の設定については、かなり長い間、審議をしており、この審議会でも了承されていると思いますので、今のご説明でよろしいですね。今まで通りの宮田小学校の通学区域ということで答申いたします。よろしいでしょうか。

では、それで進めさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは中嶋会長より、答申書を田中教育長へご提出願います。

【中嶋会長】

それでは、宮田小学校の通学区域の設定及び、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の見直しに関する方針についての答申を、教育長に提出いたします。

【田中教育長】

どうもありがとうございました。慎重なご審議に感謝申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

教育長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。

それでは引き続き、中嶋会長よろしく願いいたします。

【中嶋会長】

それでは次第の6番目、調査審議ということで、（1）指定学校変更制度の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

先程、次第3で諮問いたしました「指定学校変更制度等の見直しについて」の審議となります。資料の2ページをお願いいたします。市川市では、居住する住所によって、通学区域が定められていますが、児童生徒の具体的な事情に対応できるように、保護者からの申請に基づき、一定の条件にあてはまる場合は、指定された学校を変更できるとされています。

一方で、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針では、学級数を概ね12学級から18学級とすることや、隣接する学校の規模や安全性等に留意し、小・中学校の通学区域の一致を目的とした通学区域を見直すこと、育ちと学びの連続した環境を作るため、指定学校変更制度のあり方について見直しを進めていくことが示されております。

現在の指定学校変更の現状としては、毎年保護者から1,400件程度の申請がされており、申請は広い地域に渡っていることから、小・中学校の連続性が確保されていない課題があります。

これらの現状を踏まえ、市川市では、通学区域の弾力的運用として、小中学校ともに指定学校変更制度を設けておりますが、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と、適正配置の方策の効果を担保するために、指定学校変更制度のあり方について見直しを進めてまいります。

指定学校変更制度においては、「建替え後の学校」と「既存の学校」の2つの基準で検討していきます。

「建替え後の学校」については、建替え後の学校施設の供用開始時期と合わせて、新たな通学区域を適用するため、それまでに指定学校変更の許可基準を検討していきます。

「既存の学校」については、現行の指定学校変更の許可基準について、児童生徒の具体的事情や地域の事情に即して、慎重に検討を進めていきます。尚、距離については、現在の市内の指定学校変更の状況を考慮いたしまして、例外措置を適用いたします。

基準の検討においては、通学路の安全性や自治会などの区分に留意し、学校生活の安全に特段の

配慮を要する場合や、小中一貫教育推進の観点から、通学経路等の一定の基準を満たした場合に指定学校が変更できるようにしていきます。

今後、3月の審議会において答申をいただき、「既存の学校」の指定学校変更許可基準につきましては、審議を行いたいと考えております。その後、「建替え後の学校」についても検討してまいります。

また、市川市では、2ページの図の右側にありますように、特定の地域に居住する者について、通学区域変更等に伴う経過措置として、学校選択を認めています。今後、建替えを行うにあたっては、通学区域の見直しを検討しますが、その際に学校や地域の状況に応じて、学校選択制の取り扱いについても整理する必要があるため、本審議会で審議をお願いする予定です。

以上となります。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

それでは、只今の（１）についてのご説明について、皆様方からご質問等ございましたら。

【久保川委員】

１点だけ確認で、質問させていただければと思います。

小中学校の連続性ということで、９年間同じ中学校ブロックの中でというコンセプトだと思いますが、その中で、前回も質問させていただきましたが、中学校に入学をして、１年生とか２年生の途中で転居をした場合、先程の９年間で基本的なスタイルという捉え方の中で、基本は最大で１年間という猶予を設けて指定学校変更の認めをしておりますけれども、この方針の中では、例えば四中ブロックから六中ブロックに引っ越した場合、卒業まで四中のままにいられるという意味合いでいいのかどうか、その辺の検討も含めて確認をさせていただけますか。

【事務局】

次の３月の審議会の際に現行の学校の指定学校変更の許可基準について審議を行います。その中で、中学校の途中で転居して今までの学校に通いたいという場合、今の段階では卒業まで認めるという方向で考えておりますが、そちらにつきましても、審議を行いたいと考えております。

【中嶋会長】

指定学校変更制度の見直しということで、次の審議会でも検討いたしますので、よろしくお願いいたします。今、説明がありました内容で大丈夫だと思いますが、答申案の原案ができましたら、各委員の皆さんに早めに送っていただき、内容を一読した上で、次の審議会にのぞめたらと思います。

【事務局】

なるべく早く検討しまして、作成した原案を送付できるようにしたいと思います。

【中嶋会長】

それではこの答申は次回の審議会ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、調査審議（２）通学区域の再編案についてです。よろしくお願いいたします。

【事務局】

「通学区域の再編案」について、説明させていただきます。資料は別冊２「通学区域の再編案」をお願いいたします。

なお、参考として、本冊資料の 5 ページから 8 ページに、本日ご審議いただく一中ブロックから四中ブロックの生徒の中学校への就学状況をお付けしておりますので、適宜ご確認いただければと思います。

それでは、別冊 2 の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

一中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。左側のページの赤で塗りつぶした部分が一中の通学区域、色線で囲われた部分が小学校の通学区域です。

3 ページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、一中の通学区域を基本としてみると、市川小、中国分小、真間小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険個所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域のつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、適正規模を 12 ～ 18 学級と定義しておりますが、市川小が 22 学級と大規模校となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、一中の通学区域を市川小、国府台小、中国分小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域のつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の下で、作成した再編案がこちらです。

青の斜線部分が通学区域の変更が生じるエリアです。

まず、上の①の斜線が、東国分中から一中に編入されるエリアとなります。

中央の②の斜線が、一中から二中へ編入されるエリアとなります。

下の③の斜線が、大洲中から一中に編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離について、○、良と評価いたしました。

また、地域のつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

なお、分断された自治会数は、現行の通学区域において分断されている数を記載しております。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、一中については、一中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の 8 つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

一中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

委員の皆さまから、見直しの手続きや見直しを進めるにあたって留意すべき事項など、ご意見をいただき、地域と調整を行う再編案や前提条件を整理して参りたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

【中嶋会長】

それでは今、一中学区の見直しについてご説明がありましたので、委員の皆様方からのご意見等はいかがでしょうか。

1点だけ私の方からよろしいでしょうか。地元の方の話ですが、東国分中が義務教育学校になり、隣接の、国分6丁目や7丁目、外環道路より東国分中寄りの地域の方は、そのまま希望して東国分中に行くという話も聞いています。

今の話からだと、この地域は、今度一中の通学区域になりますけど、現行の義務教育制度のあり方としては、希望すれば東国分中に行くことはできるのでしょうか。

【事務局】

先程いただいた答申でも、指定学校変更の件について整理をさせていただいておりました。その一つとして小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校や、今東国分中ブロックで学校を移行しました小中一貫型の小学校・中学校に通学を希望される場合には、施設規模に限りがあるので、入れる範囲にはなりますが、希望する子供は指定学校変更制度によって、通えるような措置をとっていききたいというふうに考えております。

【中嶋会長】

その他、皆様方いかがですか。

【石原委員】

やはり小と中を一致させる方向でいくという、大きなスタンスがあります。それにはこの方向が本当に良いと思いますが、第二中、第三中、第四中と比べると、第一中だけは、学区が少しいびつになりますよね。この点につきましては、苦心されていると思います。

この再編案でどのようにしたら一中の周りに、もう少し赤いエリアが集められるかと考えると、どうしてもその真間小そのものを近付けない限りは無理なので、飛び地みたいになってしまいます。そうするとこの市川小に通っていた子たちが、二中ブロックの区域を跨いで一中に行くことになります。

そうすると、特に歩き慣れていない道を歩く形になりますので、方針は非常に分かりますが、安全面で、協議した時にいろいろな意見が出てくるのではないかと懸念しております。そのあたりは、よく考えて準備をされて、説明していただければと思います。

【事務局】

子供たちが学校に通うにあたって、安全を確保するためには、総合的な施策を講じていく必要があると考えています。

現行の中学校の通学路については特段設定をしていない状況ではありますが、今回のように、通学区域が分断された際の取り扱い等については、今後引き続き検討させていただき、子供たちの安全確保に努めていきたいと考えております。

【中嶋会長】

難しいですね。二中へ編入された部分から指定学校変更が多く出る可能性もありますが、その点についてはいかがでしょうか。

住宅の環境にもよりますが、この②の青の斜線部分は、国府台の里見公園の分園や、和洋女子大学など、あまり人が住んでいないところだと思います。

【事務局】

本冊資料の5ページをご確認いただけますでしょうか。こちらに一中ブロックの中学生の就学状況を記載させていただいています。

②番の斜線部分にいる子供ですけども、総数で33名いらっしゃいます。その内訳を見てみますと、現状で一中に通っている子は6名、二に通っている子が20名。つまり、二中へ20名の子が指定学校変更で通っている状況です。

よって、こちらの地域については、見直し後と実態が合っております。

【中嶋会長】

J R・京成沿線は、宅地開発に伴い、小中学校だけは、相当人数が増えているという状況も聞きます。駅から離れると、児童生徒数が少なくなっているような様子を伺っています。今後は、そのあたりのことも配慮する必要が出てくるのではないかとというのが私の意見です。

では、二中の説明を引き続きお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして二中ブロックの再編案に移らせていただきます。

6ページをお願いいたします。二中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

7ページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、二中の通学区域を基本としてみると、真間小、国分小、平田小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域のつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、菅野小が19学級と大規模校となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっております。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、二中の通学区域を真間小、菅野小、国分小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域のつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の下で、作成した再編案がこちらです。

まず、中央上の①の斜線が、東国分中から二に編入されるエリアとなります。

中央左の②の斜線が、一中から二へ編入されるエリアとなります。

下の③の斜線が、二中から三に編入されるエリアとなります。

下の④の斜線が、二中から八中に編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離について、○、良と評価いたしました。

また、地域のつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、二中については、二中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の10の学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

二中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

【中嶋会長】

二中ブロックの再編案についての説明でした。皆様方、ご質問等ございますか。

【久保川委員】

1点だけ教えていただきたいのですが、7ページの評価で、「小中学校の連続性」の（不一致となっている）学校名が3校書かれておりますが、この中に八幡小を入れていないのは何か意味があるのでしょうか。

【事務局】

申し訳ございません、記載の漏れです。追記して修正をさせていただきます。

【中嶋会長】

それでは、第三中学校ブロックについての説明をお願いいたします。

【事務局】

続きまして三中ブロックの再編案に移らせていただきます。

10ページをお願いいたします。三中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

11ページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、三中の通学区域を基本としてみると、八幡小、富貴島小、宮久保小、曾谷小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域のつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、すべての学校が大規模校となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、三中の通学区域を八幡小、富貴島小、百合台小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域のつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の下で、作成した再編案がこちらです。

まず、上の①の斜線が、三中から東国分中に編入されるエリアとなります。

中央の②の斜線が、三中から下貝塚中へ編入されるエリアとなります。

その左下の③の斜線が、二中から三中に編入されるエリアとなります。

下の④の斜線が、六中から三中に編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離について、○、良と評価いたしました。

また、地域のつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、三中については、三中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の10の学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

三中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

【中嶋会長】

ありがとうございました。第三中学校ブロックの見直し案についての説明です。ご質問等ございますか。

——よろしいですか。では次へ進めたいと思います。第四中学校の見直し案についてのご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして四中ブロックの再編案に移らせていただきます。

14ページをお願いいたします。四中ブロックの現行の通学区域をお示ししております。

15ページには、現行の通学区域を見直しの視点から評価しております。

まず、小中学校の連続性について、四中の通学区域を基本としてみると、若宮小の通学区域と一致していない状況です。

次に、通学路の安全性については、通学路の安全点検により、危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じています。

地域のつながりについては、複数の中学校の通学区域にまたがる自治会があり、通学区域により面的な分断が生じている状況です。

学校規模については、中山小が19学級、若宮小が19学級と大規模校となっております。

通学路の距離については、適正なものとなっています。

これらを踏まえた見直しの方向性ですが、小中学校の連続性を確保するため、四中の通学区域を中山小、若宮小の通学区域に合わせます。

隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模の是正を目的とした通学区域の見直しは行いません。

地域のつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での通学区域の見直しは行いません。

次のページをお願いします。

この見直しの方向性の下で、作成した再編案がこちらです。

斜線部分が下貝塚中から四中に編入されるエリアとなります。

右側のページをお願いします。再編案を見直しの視点から評価したものです。

小中学校の連続性と通学路の安全性、そして、一番下の通学路の距離について、○、良と評価い

たしました。

また、地域のつながりと学校規模の是正については、地域との調整を踏むことや将来的な児童数の動向を踏まえ、△、概ね良としたところです。

次に、見直しの手続きについてです。

小学校については、各小学校の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに、見直しなしの再編案をそれぞれの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

また、四中については、四中の建替えに関する基本構想、基本計画の策定までに通学区域の見直しによって影響のある下の4つの学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定することといたします。

四中ブロックの再編案に関する説明は以上となります。

【中嶋会長】

四中ブロックの再編案についてのご説明がございました。皆様方、ご質問等いかがでしょうか。

今回は、一中から四中までの説明ということで、次回以降に他の中学校ブロックの説明がございました。

【石原委員】

非常にわかりやすい図でした。

先程の、影響のある学校というところで、質問があります。

4ページの中ブロックのところに戻っていただくと、この考えとしてその影響のあるところの一覧がここにある、先程は見落としていましたが、二中、大洲中、東国分中は確かに関わってきます。そうすると、東国分中で運営協議会をやるとなると、東国分中のブロックの曾谷小は、結局三中也関わってくるだろうということですね。どうしても東国分中の話をすると、三中の話もせざるを得なくなります。三中から東国分中に編入する部分が、出てきますので、三中もここに入ってくる、来ていいのかなと思います。

そして、三中が入るとなると、さらに広がり、六中とか八中也関わってきます。

だから、一中だけやることで、ここに留まらなくて、かなり広範囲に、JR沿線、六中・八中ぐらいから北側はいつにやることになるかと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

委員のご指摘の通り、通学区域は面的な連続性がありますので、範囲を広げれば当然に全市的に広がってくるものだというふうに認識をしております。

ただ一方で、通学区域の見直しを適切に進めるためには、ある一定の区域で区切って話し合い、調整を進めることが必要であろうということで、今回は一中の通学区域に関係する中学校や小学校に限定して、学校運営協議会をリストアップさせていただいたところでございます。

【石原委員】

それはよく分かってますが、例えば、全部の中学校が載っている前回資料の46ページ、東国分中ブロック再編案をお願いします。

一中ブロックの協議会では、東国分中ブロックについても話し合いましょうとすると、東国分中ブロックを見ると、三中からの編入があります。この時に三中と話さないで、東国分中だけで大丈夫ですかね。限定的とおっしゃってますが、そういうことが心配です。

そして、もし三中を入れるとすると、三中を見ると今度は下貝塚中も入ってくるわけですよ。今日配られた資料で見ると12ページになりますが、これは下貝塚中も入ってくるわけです。

もちろん三中が入れば、八幡小の下の六中の部分も入るし、八中の部分も少し入ってくるかと思います。

つまり、東国分中は確かに（一中に）近くてその通りで、限定的にしたいところですが、東国分中を話題にすると、他のところにも広がるのではないかという心配があります。限定的にしたいと言いながらも、その隣接するというのがこの審議会の答申にも入っているわけです。そうすると、全部やる必要があるのではと心配ですが、いかがでしょうか。

【事務局】

通学区域の決定は、学校施設の建替のタイミングで、学校ごとに行うことになりますが、委員のご指摘の通り、おそらく東国分中学校に説明に行った際には、将来的に東国分中学校の通学区域がどのようになるのかという説明が当然に求められると思います。

今回は一中から四中ブロックまでのご審議をいただきましたが、すべての中学校グループのご審議が整った際には、東国分中学校にも、将来的にはこのような通学区域になるというご説明を差し上げる必要があるかと思しますので、ご指摘いただいた点を踏まえて対応して参りたいと思います。

【石原委員】

そうすると東国分中に説明に行った時には、東国分中の一中へ編入する部分だけを説明するということですか。

【事務局】

説明のタイミングとして、東国分中学校の再編案の審議がまだできておりませんので、その際には、一中に編入する部分のみ説明することとなります。

【石原委員】

わかりました。そうすると、それを運営協議会でどう説明してどう納得していただけるのが、少し難しくなるような気もいたします。

いずれにしても、一中ブロックで限定的にしたいということはわかりました。ただ、この影響のある学校という形を、ここに載せてありますが、ここにとどまらず広がっていくということが非常に心配ですので、ぜひその対応をお考えいただければというふうに思います。

【中嶋会長】

皆様方には全部の中学校が載っている再編案が前回の会議の時にお手元に行っていると思いますので、また、機会があれば目を通しておいて、いろいろ問題点の検討をしていただければと思っています。

また、市川市内の義務教育学校の問題だとかそういう部分も含めて、やはり長期的な改編案というのも1個大きなプランに載せておいたほうがよろしいのではと。例えば行徳地区、中学校ブロックの審議する部分には、塩浜学園が行徳地域全部から指定学校変更して行かれるということになっておりますので、その辺も踏まえて、またこれから先、市内に何校どのように義務教育学校を作っていくかというような問題もあると思いますので、この辺を踏まえた原案作りをよろしくお願いいたします。

それでは、7番の報告ということで、（１）令和３年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更についての中間報告と、（２）令和４年度 新入生に向けて児童生徒増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限についてということで、事務局よりご報告をお願いいたします。

【事務局】

「令和3年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等」につきまして、今年度半年が終了した、10月1日のデータでご報告いたします。

9ページをお願いいたします。まず、小学校・中学校の指定学校変更の主な申請理由としては、5番の「市内で引っ越しをして、前と同じ学校に通学するため」が多数となっております。小学校が149件、中学校が30件でした。

全体としての申請数は、小学校が159件、中学校が36件となっております。

続いて、10ページをお願いいたします。今年度4月から9月までの小学校の区域外就学についてです。

区域外就学とは、市川市に隣接した他の市町村から市川市の学校に通学するための手続きです。

区域外就学の主な理由としては、5番目の「市外に住民票を異動したが、引っ越しまで前の学校に通学するため」が多くなっています。小学校が12件、中学校が5件でした。

また、その他の理由としましては、「国立国府台病院に入院し、院内学級のある学校を希望するため」が一番多い理由となりまして、小学校が1件、中学校が12件となっております。

続きまして、議題2の「令和4年度 新入学に向けて 児童生徒数増加傾向の学校状況と指定学校変更の制限について」ご説明いたします。

資料の11ページをお願いいたします。「令和3年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童生徒と学級数の推計」です。こちらは、現在の市内在住のお子さんの数を元にした、令和9年度までの小・中学生の人口の推移です。全体的に、若干ですが微増の傾向となっております。

続いて、12ページの資料の上の段をご覧ください。こちらは、1クラス何人で編制するかという基準を示したものになります。公立小学校の学級編成を35人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が令和3年2月に閣議決定され、今年度から5年間かけて1クラスあたり35人に引き下げることとなりました。

令和4年度は、3年生までが35人学級となり、令和5年度以降は35人学級が1学年ずつ増え、令和7年度は全ての学年で35人学級となります。38人という数は、千葉県では、国が定めている40人の標準よりも人数を少なくして、38人までとして学級編成を行うことができるようにしており、各学校の校長先生が、基準となる人数を基に、弾力的に運用できるとしています。

次に、12ページ・下の段ですが、「市川小学校の児童数及び学級数の推計←制限校兄弟」とあります。この制限校とは、指定学校変更の制限をかけるという意味でございます。

指定学校変更の制限とは、学区外から入学できる数を決めるということであり、理由としましては、各学校の教室の数や、給食を提供できる数など、様々な教育的な環境を考慮しながら、児童生徒数の上限を設定し、これ以上は入学できないという人数を超えた場合は、抽選を実施することで、教室不足等への対応をしております。

表は、5年後までの学校規模の推計となります。こちらは、各学校の通学区域の年齢別人口に、過去の1年毎の増加率と、入学の際の就学率を反映させたものです。就学率には、転居や私立学校への入学、指定学校の変更などが含まれており、実際に入学した過去の実績をもとにしております。あくまでも、教育委員会内部での、今後の教育環境整備のために使用している推計であるため、実際の入学数とは誤差が生じる場合があります。

来年度入学の制限校は、学校番号順に、小学校では、12ページの市川小学校を始めとし、八幡小、宮田小、富貴島小、鬼高小、行徳小、信篤小、新浜小、富美浜小、大和田小、妙典小の11校が、また同様に、中学校では、一中、二中、三中、四中、六中、七中、福栄中、妙典中の8校、義務教育学校の塩浜学園となりまして、来年度も特別教室を含め教育活動に必要な教室が不足してお

りますので、学校と相談しながら、場合により抽選を行う等、調整をしてまいります。

また、12ページの市川小学校、14ページの鬼高小学校、15ページの新浜小学校につきましては、特別教室を含め全く余裕がない状況のため、兄・姉のいる児童のみの受け付けとなります。

14ページの鬼高小学校は、今後の人口増加と教室不足が見込まれるため、今年度より兄弟がいる場合のみとし、制限を強めていきます。14ページの鬼高小学校の表をご覧ください。上の段は現在の段階での推計となります。兄弟制限を行わなかった場合は、令和7年には1038人となり、学級数も34学級となり、現在の学校の規模ですと、教室数が不足いたします。下の段は来年度以降も兄弟制限を行った場合の推計となります。兄弟制限を行うことで、増加傾向ではございますが、32学級までにおさえることができると推定されます。学校の適正規模を考慮しますと、特別教室等も活用しつつ、32学級でおさえることが望ましいと考えております。来年度以降も、鬼高小学校につきましては、兄弟制限を行う予定です。

15ページの大和田小学校ですが、昨年度と同様に、兄弟がいる場合と、指定された学校よりも近い方を対象に受付いたします。

また、今年度より新たに、19ページの塩浜学園の前期・後期課程も指定学校変更の制限を設けました。年々、学区外からの入学率が増加していることと、教室数が足りないことが理由となります。

続きまして、20ページをお願いいたします。こちらは、今お話しいたしました来年度の制限をかける学校を地図にまとめたものとなります。水色の表示は、上限を含めて制限をかける学校、ピンク色の表示の学校は、兄弟がいる場合のみ受け入れる学校となります。

以上で、令和4年度の新入生児童生徒数の増加傾向と指定学校変更の制限についての報告となります。よろしくお願いいたします。

【中嶋会長】

(1) 在学年児童生徒に関わる指定学校変更、及び(2) 来年度の新入生に向けての児童生徒数増加傾向の学校の状況と制限についてということで説明がございました。

皆様方、何かございますでしょうか。

鬼高小学校が、今年度より制限校となりましたが、稲荷木小学区(田尻1丁目)の方から指定校変更して鬼高小学校に行きたいという声が聞かれています。田尻1丁目は、もともと工業団地で住居がなかったところですが、今はもう高層マンションが結構建っている場所です。鬼高小学校は、児童数が増え、学校の受け入れに余裕がないので、学区外からの受け入れはできないとのことでした。

以前の通学路では、市川インターのみをうまく抜けていけば何とか行かれた部分が、今度外環ができてジャンクションになって、大きな交通網の中を抜けていく必要があります。その通学路にほとんど避難場所、万が一何かあっても飛び込める住居やお店もないというようなことも聞きました。

また、信篤小の通学路のことになりますが、車の抜け道として、ほとんど止まらずに走っていく車が多いということで、信篤小の関係者から、話がありました。

今後も、地域の方たちの意見にも耳を傾けていきたいと思います。

【事務局】

貴重なご意見としてお伺いしておきます。

通学路、それから通学区域、指定学校変更等については、様々な保護者の方から、ご意見をいただいております。一つ一つ確認しながら、ご要望に対応させていただいているところです。

今回、国の方から子供のクラスの定数が35人に引き下げられたことによって、今度は学級数の増が見込まれていて、やはり長期的に見てしまうと、教室数が限界のところも今後考えられるとこ

ろです。

そういった社会情勢を踏まえながら、通学路の安全と、それから先程諮問させていただきました指定学校変更制度のあり方等について、総合的に判断しながら、ご相談があった保護者につきましては、きちんと誠意をもって対応させていただきたいと思います。

様々な事情等もございますので、誠意をもって鑑みて、一番良い方法を探しながら入学の方になげたいと思いますので、ご意見がある場合には義務教育課にご連絡いただければありがたいと思います。

以上のような回答でよろしいでしょうか。

【中嶋会長】

はい。それでは、他にないようですので、今日の審議をこれで全て終了いたします。議題のその他に移りますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、このお時間をお借りしまして、保健体育課の方で通学路の緊急一斉点検がありましたので、猪又主幹の方から報告をさせていただきたいと思います。

【保健体育課】

保健体育課の猪又でございます。通学路を担当させていただいております。

6月の末に、皆さんご存知の通り、八街市で通学路を下校途中の小学生の交通事故がありまして、これを受けて7月26日より2週間かけまして、学校から危険箇所を挙げていただいたところについて、それぞれ道路管理者、警察、教育委員会、学校で合同点検を行いました。

その結果、危険箇所等として挙げられたのは184ヶ所ございます。

それにつきましては、いろんな対応が必要な場所がたくさんございますので、今、一つずつ各部署の方において対応して、対応の結果を各学校で効果を見ていただいて、3月末に集めまして、教育委員会ホームページに公開するというような流れになっております。

【事務局】

以上、報告になりますので、よろしくお願いいたします。この件につきましては、もしご質問等あれば、事務局でお受けして保健体育課に伝えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。長時間にわたりましてご審議いただき誠にありがとうございました。

事務局より事務連絡をさせていただきます。

次回の第3回通学区域審議会の開催につきましては、令和4年、3月23日（水）または24日（木）の開催を考えております。日程が決まりましたら、改めてご連絡をさせていただきます。

【事務局】

それではこれをもちまして令和3年度第2回市川市小学校、中学校及び義務教育学校通学審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

令和3年11月12日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中 嶋 貞 行